| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|---------------|---|---|
| 1 | 1 | 1 | (1) | 2) | 1 | 対象施設 | 生ごみバイオガス化施設について、湿式又は乾式との記述が有りますが、公開された定義が見当たりません。よって、提案事業者が私的に判断した湿式又は乾式方式と理解しますが、如何でしょうか。 | IEAのレポート等における一般的な技術分類(発酵槽内の有機固形物含有量が6~10%が湿式、25~40%が乾式)に準じますが、事業者の提案の解釈によります。 |
| 2 | 1 | 1 | (1) | 2) | 3 | 施設規模等 | 65t/日予定(発酵対象55t/日)との事ですが、差である10t/日は処理不適物を見込んだ施設規模を想定しているとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 3 | 1 | 1 | (1) | 2) | 3 | 対象となる公共施設等の種類 | 将来的に小千谷市・見附市の生ごみも受け入れるとお聞きしましたが、現段階で 考慮する必要はありますか。 | 要求水準書(素案)「設計・建設業務編」I -10頁に示すとおりです。 |
| 4 | 1 | 1 | (1) | 2) | 3 | 施設規模等 | ごみ量は最大65t/日という理解でよいでしょうか。 | 要求水準書(素案)「設計・建設業務編」I -2頁に示すとおりです。 |
| 5 | 1 | 1 | (1) | 2) | 4 | 事業系生ごみ | 「市内の事業所から分別収集した生ごみ」とありますが、現時点でどのような事業所を想定されていますでしょうか。 | 要求水準書(素案)「設計・建設業務編」I -7頁に示すとおりです。なお、「その他」には、食品製造業等からの食品廃棄物を含みます。 |
| 6 | 1 | 1 | (1) | 2) | 4 | 処理対象物 | 事業系生ごみの成分は家庭系生ごみと同等と考えてよいでしょうか? | 要求水準書(素案)「設計・建設業務編」I -7頁に示すとおりです。 |
| 7 | 1 | 1 | (1) | 2) | 4 | 処理対象物 | 家庭系、事業系の比率を教えて下さい。 | 要求水準書(素案)「運営・維持管理業務編」別紙1に示すとおりです。 |
| 8 | 1 | 1 | (1) | 4) | | 事業目的 | 市の財政資金の効率的運用と生ごみの資源化を有効に行い、かつ市が本事業で分担するリスクを低減する見地から、事業の枠組み、バイオガスの利用や新エネルギーとしての活用に関して、民間提案余地の拡大は可能でしょうか? | |
| 9 | 1 | 1 | (1) | 5) | | 事業概要 | 「本施設の維持管理・運営期間は、施設の供用開始から15年間」と記載されていますが、期間満了後の施設の運営について、現時点においてどのように想定されているのでしょうか。 | 現時点では想定していません。 |
| 10 | 1 | 1 | (1) | 5) | | 事業概要 | SPCを立ち上げるにあたり、資本金の設定額について規定はございますか。 | 資本金の設定額を定める場合には、入札公告時にお示しします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|---------------|--|--|
| 11 | 1 | 1 | (1) | 5) | | 事業概要 | SPCが一般廃棄物処理業の許可を取得する必要はありますか。また建設業許可を取得する必要はありますか。 | 本事業はBTO事業にて運営時には市の施設として運営委託となりますので、一般廃棄物処理業の許可を必要と考えていません。また、建設時はSPCが民間施設として建設するため、構成員が建設業の許可を取得していることを求めています。 |
| 12 | 1 | 1 | (1) | 5) | | 事業概要 | 施設の計画検討を経て、供用開始が早まった場合はその時点から15年間の維持管理・運営を行うものと考えてもよいでしょうか? | 供用開始を早めることはありません。なお、分別収集の開始を合わせて行うことからも早期の事業開始は見込んでいません。 |
| 13 | 2 | 1 | (1) | 5) | | 事業概要 | ①PFI事業者の業務・施設の運転管理、搬出処分物の運搬業務について、廃掃法の再委託の禁止の観点から、SPC業務とすべきでしょうか、またはSPCから構成員・協力企業への委託業務でも構わないでしょうかご教示願います。 | 前段についてSPCの業務範囲とします。後段について再委託とならないようSP Cが行ってください。 |
| 14 | 2 | 1 | (1) | 5) | 1 | PFI事業者の業 務 | PFI事業者の業務として、排出物の運搬がありますが、事業者が収集運搬行許可を有する必要はありますか? | 市との委託契約となりますので取得する必要はありませんが、再委託とならないようSPCが行ってください。 |
| 15 | 2 | 1 | (1) | 5) | 1 | PFI事業者の業 務 | 一般廃棄物処理施設設置許可申請となっていますが、廃掃法第九条の三による 届出ではないのでしょうか。 | BTO事業ですので、SPCによる一般廃棄物処理施設の許可(廃掃法第八条)となります。 |
| 16 | 2 | 1 | (1) | 5) | 1 | PFI事業者の業 務 | 「焼却費は市が直接負担」とありますが、焼却方法としては貴市ごみ焼却施設での混焼をお考えでしょうか。また、そうであればより良い資源化方法の比較材料として混焼によるコストをご提示頂けないでしょうか? | 本市ごみ焼却施設での混焼は現在のところ考えておりません。混焼についてはご意見として承ります。 |
| 17 | 2 | 1 | (1) | 5) | 1 | PFI事業者の業 務 | 「資源化の促進」とは、どのような業務内容を想定されているのでしょうか。 | 提案に委ねます。なお要求水準書(素案)「運営・維持管理業務編」II-23頁で市の基本的な考え方を示しています。 |
| 18 | 2 | 1 | (1) | 5) | 1 | PFI事業者の 業務 | 資源化の促進とは発生ガスの有効利用、発酵残渣の堆肥化と考えてよろしいでしょうか。その他にあればご教示願います。 | 提案に委ねます。なお要求水準書(素案)「運営・維持管理業務編」II-23頁で市の基本的な考え方を示しています。 |
| 19 | 2 | 1 | (1) | 5) | 1) | PFI事業者の業 務 | 資源化の促進とありますが、具体的にどのようにお考えですか。 | 提案に委ねます。なお要求水準書(素案)Ⅱ-23頁で市の基本的な考え方を示しています。 |
| 20 | 2 | 1 | (1) | 5) | 1 | PFI事業者の業 務 | 施設の維持管理(事業期間中の全ての更新・修繕を含む)とありますが、市の事由あるいは不可抗力による設備の破損等の更新・修繕に関しては対象外と考えてよろしいでしょうか。 | 詳細は入札公告時に示します。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|---------------|--|--|
| 21 | 2 | 1 | (1) | 5) | 1 | PFI事業者の業 務 | 廃棄物の受入れ管理で、不適物の排除された廃棄物と理解してよいでしょ う か。 | 不適物を含む処理対象の廃棄物の受入れ管理です。 |
| 22 | 2 | 1 | (1) | 5) | 1 | PFI事業者の業 務 | 各種申請等で、生活環境影響調査については、新たにフルアセスメントを行うのでしょうか。 | 要求水準書(素案)「設計・建設業務編」1-15頁に示すとおりです。 |
| 23 | 2 | 1 | (1) | 5) | 1) | PFI事業者の業 務 | 施設の設計・建設で、施工管理については、どのようにお考えですか。 | 事業者の業務範囲とします。要求水準書(素案)「設計・建設業務編」1-15頁に示すとおりです。 |
| 24 | 2 | 1 | (1) | 5) | 1 | PFI事業者の業 務 | 施設の運転管理で、発酵残渣は民間産廃焼却のみと理解してよいのでしょうか。 | 資源化する場合は、事業者の提案に委ねます。なお、発酵残渣(脱水汚泥)を処分する民間施設について、推奨できる施設がある場合は提案してください。 |
| 25 | 2 | 1 | (1) | 5) | 1 | PFI事業者の業 務 | 運搬費については、事業者負担でしょうか。事業者負担であれば、運搬費の単価 を教えて下さい。 | 事業者負担を考えています。単価は提案に委ねますが、市の処分先として考えている概算の距離については入札公告時にお示しします。 |
| 26 | 2 | 1 | (1) | 5) | 1 | PFI事業者の業 務 | 本施設は、建築基準法51条施設、都市計画法による位置指定いずれに該当するのでしょうか。 | ごみ処理施設として都市計画決定の手続きを予定しています。なお、用途地域は工業地域に変更予定です。ただし、基準等は準工業地域に準じるものとします。 |
| 27 | 2 | 1 | (1) | 5) | 2 | 市の業務 | 上記位置指定の場合、手続の実施及び手続に関するリスクの負担は市側の範 囲と考えてよろしいでしょうか。 | 変更に係る手続きは市の所掌としますが、手続きに伴う支援は事業者の業務範囲に含みます。 |
| 28 | 2 | 1 | (1) | 5) | 2 | 市の業務 | 建築確認申請等とありますが、一廃処理施設設置許可申請等については、実施 支援して頂けるのでしょうか。 | 可能な範囲で支援いたします。 |
| 29 | 2 | 1 | (1) | 5) | 2 | 市の業務 | 廃棄物搬入業務で、分別、不適物の除去についても行って頂けるのでしょうか。 | 事業者の業務範囲とします。要求水準書(素案)「設計・建設業務編」I -7頁、「運営・維持管理業務編」Ⅱ -13、Ⅱ -17頁に示すとおりです。 |
| 30 | 1 | 1 | (1) | 5) | | 事業概要 | SPCが建設資金を調達する際のファイナンスの金利について、固定金利と変動金利のどちらを考えているのかご教示願います。 | プロジェクトファイナンスは固定金利を想定し、特定事業選定を行うことを予定しています。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|------|-------------|---|---|
| 31 | 2 | 1 | (1) | 6) | 1 | 事業期間中の割賦払い | 「PFI事業者は・・・金融機関から自ら資金調達を行う」とありますが、プロジェクトファイナンスによる資金調達と考えて宜しいでしょうか。 | プロジェクトファイナンスを予定しています。 |
| 32 | 2 | 1 | (1) | 6) | 7) | 事業者の資金調達 | P2表の下に「PFI事業者は、初期投資のうちb)について、金融機関から自ら資金調達を行う」と記載されております。本事業における資金調達はプロジェクトファイナンス以外も可能なのでしょうか。 | |
| 33 | 2 | 1 | (1) | 6) | 1) | 事業期間中の割賦払い | 「PFI事業者は・・・金融機関から自ら資金調達を行う」とありますが、実施方針に関する説明会(平成21年8月6日)の際に、起債を活用する旨の御説明がありました。プロジェクトファイナンスでは、借入(資金調達)額が或る程度の金額にならないと相対的にファイナンス費用が高くなり事業のVFMを低下させる要因になると考えられます。起債の活用に際しては、民間の資金調達にも配慮した起債額として頂けますでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 34 | 2 | 1 | (1) | 6) | 1 | 市のサービス購入料 | 表の設計・建設業務の対価のうち一定割合を、とありますが、具体的にどのような内容(財源、金額)を想定しているか。資金調達交渉の関係上、早期に知りたいと思います。 | 初期投資のうち、一定割合を交付金及び起債にて出来高で支払うことを想定して ます。詳細は入札公告時にお示しします。 |
| 35 | 2 | 1 | (1) | 6) | 1) | 市のサービス購入料 | 設計・建設業務のうちー定割合を、一括支払金として工事期間中の出来高払いで事業者に支払うとありますが、現時点で想定されている「一定割合」について、ご教示いただけませんでしょうか。 | 初期投資のうち、一定割合を交付金及び起債にて出来高で支払うことを想定して ます。詳細は入札公告時にお示しします。 |
| 36 | 2 | 1 | (1) | 6) | ① 7) | 市のサービス購入料 | 設計・建設業務資金のSPC側調達割合についてご教示願います。 | 初期投資のうち、一定割合を交付金及び起債にて出来高で支払うことを想定してます。詳細は入札公告時にお示しします。 |
| 37 | 2 | 1 | (1) | 6) | ① 7) | 市のサービス購入料 | 出来高払いの回数についてどのようにお考えでしょうか。年度毎の回数・比率も 判明していればご教示願います。 | 工事期間中の各年度の出来高の一定割合に対しては年1回の支払いを考えています。詳細(年度間の出来高等)は入札公告時にお示しします。 |
| 38 | 2 | 1 | (1) | 6) | ① 7) | 市のサービス購入料 | 前払金についてのお考えをご教示願います。 | 初期投資のうち、一定割合を交付金及び起債にて出来高で支払うことを想定して ます。詳細は入札公告時にお示しします。 |
| 39 | 2 | 1 | (1) | 6) | ①7) | 市のサービス購入料 | 事業期間中の毎年毎の割賦払いについて、詳細をご教示願います。(支払いは 年1回か四半期ごとか、支払い予定日について等) | 工事期間中の各年度の出来高の一定割合に対しては年1回の支払いを考えています。供用開始後は、四半期ごとの支払いを想定しています。詳細は入札公告時にお示しします。 |
| 40 | 2 | 1 | (1) | 6) | 7) | 工事期間中の出来高払い | | 工事期間中の各年度の出来高の一定割合に対しては年1回の支払いを考えています。詳細は入札公告時にお示しします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|------------------|--|--|
| 41 | 2 | 1 | (1) | 6) | | PFI事業者の 収入 | 金以外に建設基金や起債は含まれないでしょうかご教示願います。また、建設一次支払金、引渡支払金、当該対価の残余分(割賦料)の比率などをご教示願います。 | |
| 42 | 2 | 1 | (1) | 6) | | PFI事業者の 収入 | ①市のサービス購入料 イ)維持管理・運営業務の対価 サービス購入料の支払については、月割を想定されているのでしょうかご教示願います。資材・労務費・経費等の支払は毎月発生するため、毎月の支払を希望します。 | 維持管理・運営業務に係る対価は、四半期ごとの支払いを想定しています。詳細 は入札公告時にお示しします。 |
| 43 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1 | 維持管理・運営 業務の対価 | イ)維持管理・運営業務の対価として、事業者に毎年支払うとありますが、出来高分を毎月払いにすることはできますか? | 維持管理・運営業務に係る対価は、四半期ごとの支払いを想定しています。詳細は入札公告時にお示しします。 |
| 44 | 3 | 1 | (2) | 6) | 1) | 処分 | 発生する排液及び発酵残渣等の処分は、事業者が施設を維持管理するにも拘わらず貴市が負担することとなっておりますが、このリスク分担の考え方について解説をお願いします。 | 一般廃棄物の処理責任は、市に帰属するとの考えからです。ただし、処分量が提案量を上回る排出量については、一定のペナルティを想定しています。 |
| 45 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1) | バイオガス販 売 | バイオガスプラントで発生するガスだけでは、一般の都市ガス(13A)機器にそのまま使用することはできません。そのため不足するガスをLPで補うのが一般的ですが、今回の性能保証は都市ガス(13A)とするかどうか如何でしょうか。 | 都市ガスレベルを性能保証の範囲とします。要求水準書(素案)「設計・建設業務編」I-11頁に示すとおりです。 |
| 46 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1 | 発電 | 発電の場合は市の環境衛生センターの消費電力相当分として市が利用するが、 民間のモチベーション向上のため〜PFI事業者へのサービス購入料が変動すると は、具体的に売電単価を事業者の収入とすることができると理解しますが如何で しょうか | : ティブを想定しています。詳細は入札公告時にお示しします。 |
| 47 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1 | 維持管理・運営 業務の対価 | 「有効利用」は、市がガス会社に販売することを指すのか、ガス会社が有効に利 | 後段について一定量を超え、バイオガス発生を多くするほどサービス購入料が増えるインセンティブをつけることを想定しています。 |
| 48 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1) | 維持管理・運営 業務の対価 | 「バイオガスの有効利用量に応じて、PFI事業者へのサービス購入料が変動する」とありますが、市が行うバイオガス販売、市が利用する電力ともに、発生したバイオガスは全量が有効利用されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 品質を満たしているバイオガス分についてはご理解のとおりです。 |
| 49 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1 | 維持管理・運営 業務の対価 | 「近隣の民間施設」との契約(処分に関する契約)は、市と民間施設とが契約当事者であり、PFI事業者は関与しないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。契約及び金額負担は市が関与しますが、提案量を上回る排出量については、一定のペナルティを想定しています。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-------|------------------|---|---|
| 50 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1 | ガス販売 | バイオガス販売の場合、ガス会社への販売のみを想定されていらっしゃいますが、民間の創意工夫で、貴市にとってよりメリットが大きい場合には、採用していただけるようガス販売提案の自由度を広げて頂きたい。 | ご意見として承ります。 |
| 51 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1) 1) | 市のサービス購入料 | 物価変動による改定については年1回見直しが行なわれますが、①見直しの時期②見直しの指標となる資料③見直し対象となる場合の基準(例:〇%以上)④見直し対象項目をご教示願います。 | 入札公告時にお示しします。 |
| 52 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1) 1) | 維持管理・運営 業務の対価 | 発生する廃液及び発酵残渣等は、事業者の提案による有効利用を行う場合は、 市からの補助は頂けるのでしょうか。 | 市からの補助は行いません。ただし、有効利用については評価対象とします。 |
| 53 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1) 1) | 維持管理・運営 業務の対価 | バイオガスの有効利用量に応じてPFI事業者へのサービス購入料が変動するとありますが、具体的なスキームや変動幅をご提示して頂けないでしょうか。 | 入札説明書等に記載します。 一定量を超え、バイオガス発生を多くするほどサービス購入料が増えるインセン ティブをつけることを想定しています。 |
| 54 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1) 1) | 維持管理・運営 業務の対価 | 近隣の民間施設が何らかの理由により利用不能となった場合は、他の代替施設を市が確保するという認識でよいのでしょうか。 | 理由によります。事業者に起因する場合は、事業者において確保してください。 |
| 55 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1) 1) | 維持管理・運営 業務の対価 | 民間施設の受入時間帯、休日等の制限はございますか。 | 搬出時間に準じてください。要求水準書(素案)「運営・維持管理業務編」II-13頁 に示すとおりです。 |
| 56 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1) | PFI事業者の収 入 | バイオガス販売の場合、ガス会社への販売単価は市が決定するのでしょうか? その場合の単価をご教示ください。 | 販売単価は市とガス会社で決定します。単価については、入札公告時にお示しします。 |
| 57 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1) | PFI事業者の収 入 | 発電の場合、市が環境衛生センターでの利用のため買い取るのでしょうか?その場合の単価をご教示ください。 | 電力は原始的に市の所有となるため買取とはなりませんが、一定量を超え、バイオガス発生を多くするほどサービス購入料が増えるインセンティブをつけることを 想定しています。 |
| 58 | 3 | 1 | (3) | 6) | 1 | ガス単価 | バイオガスを販売する場合、販売単価は大手ガス会社が発表しているような、バイオガスの購入量と同規模の需要家への販売価格を基準として、設定されると考えてよろしいでしょうか。 | 市がガス会社に対して、販売する単価について設定しております。詳細は入札公告時にお示しします。 |
| 59 | 3 | 1 | 6) | 1 | 1 | 維持管理・運営 の対価 | ・バイオガスを販売する場合、都市ガス会社への販売を想定されているが、販売 金額はどれくらいか。 | 入札公告時にお示しします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|------------------|--|---|
| 60 | 3 | 1 | (1) | 6) | | PFI事業者の収 入 | PFI事業者がバイオガス販売を選択する場合、ガス事業者の購入条件によって、 ガス精製装置の仕様が変わり、建設費あるいは運転維持費に影響します。ガス 事業者のバイオガス購入要領の速やかな公表をお願いできないでしょうか? | 都市ガスの性能条件等については、要求水準書(素案)「設計・建設業務編」に示すとおりです。 |
| 61 | 3 | 1 | (1) | 6) | | PFI事業者の収 入 | 本事業に対する市の財政支出額を抑制し、かつPFI事業者の事業性を担保するために、ガス会社に対するバイオガスの販売価格が適正である必要があります。販売価格の公表をお願いできないでしょうか? | 販売単価は市とガス会社で決定します。単価については、入札公告時にお示しします。 |
| 62 | 3 | 1 | 6) | 1 | 1) | 維持管理・運営 業務の対価 | ・精製バイオガスを販売する場合、地元の都市ガス会社への販売を想定されていますが、販売金額は確定しているのでしょうか。また、大手都市ガス会社がバイオガス買取約款を公表していますが、原則として当該約款に基づくと考えて宜しいでしょうか。 現状の市のがス販売価格などの情報がありましたらご教示頂けますと幸いです。 | 入札公告時にお示しします。 |
| 63 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1) | PFI事業者の収 入 | 発生する廃液及び発酵残渣等の有効利用されないものの処分費は市の負担とありますが、廃液及び発酵残渣等の量を問わず処分費は市の負担と考えてよろしいでしょうか。量を減少させることによりインセンティブ(提案点に加算等)が働くのでしょうか。(事業者の運搬費用の軽減以外で) | 前段については、廃液についての処分費はSPCが負担することとします。発酵残 渣等の有効利用されないものは市の負担とします。ただし、提案量を上回る発酵 残渣等の排出量については、一定のペナルティを想定しています。 なお、実施方針3頁イ)の記載を以下の通り修正します。 (修正前)「その際の処分費は市の負担とする」 (修正後)「下水処理費は事業者の負担とし、発酵残渣等の処分費は市の負担と する」 後段については、評価にあたってはご理解とのとおりです。 |
| 64 | 3 | 1 | (1) | 6) | | PFI事業者の収 入 | 発生する排液および発酵残渣等で有効利用されないものについては、下水処理 および近隣の民間施設で処理し、その処分費は市が負担するとあります。これら の処理について、民間の提案を検討、活用することは可能でしょうか? | 廃液についての処分費はSPCが負担することとします。発酵残渣等の有効利用されないものは市の負担とします。ただし、提案量を上回る発酵残渣等の排出量については、一定のペナルティを想定しています。また、資源化する場合は、事業者の提案に委ねます。なお、発酵残渣(脱水汚泥)を処分する民間施設について、推奨できる施設がある場合は提案してください。なお、実施方針3頁イ)の記載を以下の通り修正します。修正前:「その際の処分費は市の負担とする」修正後:「下水処理費は事業者の負担とし、発酵残渣等の処分費は市の負担とする」 |
| 65 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1) | 維持管理・業務 の対価 | バイオガスの有効利用量に応じてPFI事業者へ支払われるサービス購入料は、維持管理・運営業務の対価としてのサービス購入料と合算されて支払われるとの理解でよいでしょうか。管理上、分けて支払いした方がよのではないかと考えますが。 | 前段については、概ねご理解のとおりです。後段についてはご意見として承ります。 す。 |
| 66 | 3 | 1 | (1) | 6) | 1) | 維持管理・業務 の対価 | 「バイオガス販売の場合、ガス会社へのバイオガス販売は市が行う」とあります。この点に関しまして、 ①本施設で精製されたガスは市が責任を持って買い取るという理解でよいのでしょうか。地元ガス会社の求める高品位ガスの基準に達しない場合どうなるのでしょうか。 ②SPCへのサービス購入料支払いはどの時点で確定するのでしょうか。 ③SPCはガス会社への販売に関して何らかの責任を負うのでしょうか。 | ①ガスは原始的に市の所有となるため買取とはなりません。要求水準書(素案)「設計・建設業務編」I-11、I-12頁に示す性能条件を満たすことを要求します。性能条件をクリアできない場合にはペナルティがあります。 ②入札公告時にお示しします。 ③販売に関しては責任は負いませんが、性能条件を満たすことを要求します。 |
| 67 | 3 | 1 | (1) | 6) | | PFI事業者の収 入 | ガス会社へのバイオガス販売は市が行うとありますが、PFI事業者にインセンティ ブを与えて新エネルギーを最大限に有効利用するため、CO2排出権の一部また は全部について民間へ譲渡することは可能でしょうか? | 現在のところ考えておりません。ご意見として承ります。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|------------------|---|---|
| 68 | 3 | 1 | (1) | 6) | | PFI事業者の収 入 | イ)維持管理・運営の対価 本項及び別紙3"リスク分担表"によれば、ガス発生リスク及び残渣リスクを市が 負担し、残渣有効利用は事業者の自由となっています。この条件では、事業者は 残渣処理・ガス有効利用に付いて、減量・再利用の努力は最小限にとどめ、市に 残渣処理コストを転嫁することとなってしまうのではないでしょうか。有効利用・減 量等の実施についての適切な評価が困難となってしまいます。 | 有効利用については、定性及び定量評価として適切に評価をすることとします。 ガスの有効利用については、一定量を超えバイオガス発生を多くするほどサービス購入料が増えるインセンティブをつけることを想定しています。処分物等については提案量を上回る排出量について、一定のペナルティを想定しています。 |
| 69 | 3 | 1 | (1) | 8) | | 事業スケジュール | BTO方式であることから、本事業終了時の解体コストは事業者の事業外としてよろしいのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 70 | 3 | 1 | 6) | 1 | 1 | 維持管理・運営 の対価 | ス例が目にもるが、今後民間担実によっては、民間への権利譲渡ナ会めて検討 | 現在のところ考えておりません。ご意見として承ります。 |
| 71 | 3 | 1 | 6) | 1 | 1) | 維持管理・運営 業務の対価 | ・他のDBO、PFI案件では、電力やRPS証書などの権利を民間(SPC)に譲渡する事例をいくつか見られるが、今後、事業者提案の如何によっては、民間事業者(SPC)への権利譲渡も含めて検討する余地はありますでしょうか。 | 現在のところ考えておりません。ご意見として承ります。 |
| 72 | 4 | 1 | (2) | 1) | | 選定基準 | 特定事業の選定に至った場合、市で予定している事業費総額あるいは所謂予定価格は提示されるのでしょうか。 | 予定価格は入札公告時にお示しします。 |
| 73 | 4 | 1 | (2) | 2) | 1 | 選定方法 | 現在価値に換算する際、現時点で予想している割引率はいかほどでしょうか。 | 特定事業選定時にお示しします。 |
| 74 | 5 | 2 | (2) | | | 公募選定スケ ジュール | 参加者の資格審査手続きは無く、提案書の審査の際に資格要件が判断されるのでしょうか。 | 入札説明書の公表時期は平成22年1月になると予定しています。また、参加資格確認は、平成22年2月ころを予定しています。 |
| 75 | 5 | 2 | (2) | | | スケジュール | 12月入札説明書の公表から5月の事業提案書受付までの間に、参加表明や参加 資格審査の工程があるのでしょうか。 | 入札説明書の公表時期は平成22年1月になると予定しています。また、参加資格確認は、平成22年2月ころを予定しています。 |
| 76 | 5 | 2 | (3) | 1) | 4 | 参加者の構成 等 | 代表企業のSPCへの出資割合は構成員中最大となっておりますが、その割合について具体的な比率は設定されていますか。されている場合、数値をご教示願います。 | 入札公告時にお示しします。 |
| 77 | 5 | 2 | (3) | 1) | 4 | 参加者の構成 等 | 事業期間中のSPCの株主構成・出資比率の変更は可能ですか。 | 原則としては変更はできません。詳細は入札公告時にお示しします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|-------------|---|---|
| 78 | 5 | 2 | (3) | 1) | 1 4 | 参加者の構成 等 | "構成員"の定義を明確にしていただけますでしょうか。 "構成員"とはSPCに出資するもののことを言うのでしょうか。若しくは出資をしなくても、3業務を行う資格及び能力があれば"構成員"と位置づけられるのでしょうか。 | |
| 79 | 5 | 2 | (3) | 1) | 1 | 参加者の構成 等 | ここでは、参加者を、設計業務を行う者、建設業務を行う者、維持管理・運営業務を行う者、の3業務「等」から構成される、としています。 この3業務を行う資格及び能力を有する者が既に参加者として存在したうえで、3 業務を行う資格のないものがSPCに出資することは可能でしょうか。 | 構成員以外が出資することは認めないこととしています。詳細は入札公告時にお 示します。 |
| 80 | 6 | 2 | (3) | 1) | 8 | 参加者の構成 等 | SPCの構成員の変更は原則認められませんが、その例外として、一構成員の組織再編等で構成員の追加等が必要な場合は、市の承諾なく可能でしょうか。 | 構成員の変更が止むを得ないと認める場合でも、市の承諾は必要です。 |
| 81 | 6 | 2 | (3) | 1) | (5) | 参加者の構成 等 | 協力企業は、名称及びそれらが携わる業務について明らかにするとありますが、協力企業「未定」とすることは可能ですか。 | 入札公告時にお示しします。 |
| 82 | 6 | 2 | (3) | 1) | 6 | 参加者の構成 等 | 協力企業は、複数の企業グループに参加可能ですか。 | 可能です。 |
| 83 | 6 | 2 | (3) | 1) | 6 | 参加者の構成 等 | 主要業務を担う協力企業(設計業務、建設業務、維持管理・運営業務)において も重複して参加可能ですか。 | 協力企業としての扱いであれば、重複して参加が可能です。 |
| 84 | 6 | 2 | (3) | 1) | 8 | 参加者の構成 等 | 構成員の変更は原則として認めないとあるが、協力企業の変更は認められますか。 | 状況を勘案し市が認めた場合には、協力企業の変更が可能です。 |
| 85 | 6 | 2 | (3) | 2) | | 参加者の制限 | 「資格審査関係書類提出時」の時期がスケジュールに記載されていませんが、い つ頃を予定されているでしょうか。 | 入札説明書の公表時期は平成22年1月になると予定しています。また、参加資格確認は、平成22年2月ころを予定しています。 |
| 86 | 6 | 2 | (3) | 2) | | 参加者の制限 | 「協力企業」が資格審査関係書類提出後、欠格要件に該当した場合、「協力企業」の変更は認められますか。 | 状況を勘案し市が認めた場合には、協力企業の変更が可能です。 |
| 87 | 6 | 2 | (3) | 2) | 3 | 参加者の制限 | 建設業法に基づく営業停止処分を受けている者。とありますが、指名停止処分で はどのような扱いになるのでしょうか。 | 指名停止については、実施方針の2(3)2)エ ⑤に規定しているとおりです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-------|-----------------------------|---|--|
| 88 | 6 | 2 | (3) | 2) | 4 | 参加者の制限 | 私的独占の〜排除措置命令または課徴金納付命令を受けている者とありますが、資格審査関係書類提出時に「受けている」とは、具体的にどのような状態を指すのか、ご教示いただけませんでしょうか。 | 当該行政処分中である状態を指します。 |
| 89 | 7 | 2 | (3) | 2) | 9 | 参加者の制限 | 「⑨経営状況が健全でない者。」とは、具体的にどのような判断基準をお考えで しょうか。 | 入札説明書にてお示しします。 |
| 90 | 7 | 2 | (3) | 2) | | 参加者の制限 | ⑧選定委員会の委員が属する組織、企業またはその組織…と記載がありますが、選定委員は公表されるのでしょうかご教示願います。 | 事業者決定時に公表することを予定しています。 |
| 91 | 7 | 2 | (3) | 3) | 1 | 参加者の資格 要件 ①設計業務 イ) | 「イ)市の平成21・22 年度入札参加資格者名簿において建築関連コンサルタントもしくは建設コンサルタントの業種登録がなされていること。」とありますが、現在未登録の場合は、市の入札参加申請によれば、随時受付可能となっておりますので、資格審査までに入札参加資格申請を行い、登録すればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 92 | 7 | 2 | (3) | 3) | 1) | 設計業務要件 | ア) 一級建築士事務所の登録とイ)入札参加資格者登録(コンサル)を全て満たすとの参加要件を求めています。本件は設計施工案件で自らが建設した施設を一定期間維持管理を行う事業と理解しています。単純に施設建設と維持管理が合体したPFI事業との理解ですが、設計会社が設計リスクを保証することと構成員として出資をすることを求める必然性について、期待する内容とはどのようなことかご教示願います。 | 設計会社として、事業期間終了時まで一定の責任を有していただくことを期待しています。 |
| 93 | 7 | 2 | (3) | 3) | 1) 1) | 参加者の資格 要件 | 協力企業が業種登録をしていればよろしいのでしょうか。参加者の構成員が登録 していなければならないでしょうか。 | 構成員が登録することが必要です。 |
| 94 | 7 | 2 | (3) | 3) | ② オ) | 参加者の資格 要件 | 協力企業が業種登録をしていればよろしいのでしょうか。参加者の構成員が登録 していなければならないでしょうか。 | 構成員が登録することが必要です。 |
| 95 | 7 | 2 | (3) | 3) | 2 | 参加者の資格 要件 ②建設業務才) | 「才)市の平成21・22 年度入札参加資格者名簿において、建築工事業の業種登録がなされていること。」とありますが、現在未登録の場合は、市の入札参加申請によれば、随時受付可能となっておりますので、資格審査までに入札参加資格申請を行い、登録すればよろしいでしょうか。 | |
| 96 | 7 | 2 | (3) | 3) | 2 | 建築工事 | | ご理解のとおりです。、清掃施設工事業に係わる監理技術者も認めることとします。なお、実施方針7頁3) ② エ)を以下のように修正します。 修正前:「エ)建設業法における建築工事業もしくは土木工事業に係わる監理技術者資格者証を有するものを本工事に専任で配置できること」 修正後:「エ)建設業法における建築工事業、土木工事業もしくは清掃施設工事業のいずれかに係わる監理技術者資格者証を有するものを本工事に専任で配置できること」 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|--------------|---|--|
| 97 | 7 | 2 | (3) | 3) | 2 | 建築工事 | 入札参加資格者名簿において、建築工事業の業種登録を求めています。本件の工事規模からして、本件類似施設実績を保有している企業であれば一社単独で施工可能(施工体制として、建築工事業若しくは土木工事業を下請契約)であると判断しています。建築工事業若しくは土木工事業といった資格を必要とする要件は見当たりませんが、求める必然性についてご教示願います。 | 実績だけではなく、しかるべき資格を有することが必要と考えています。 |
| 98 | 7 | 2 | (3) | 3) | 21) | 参加者の資格 要件 | 現地工事着工後に監理技術者を変更することは可能でしょうか。不可能な場合、 事前に複数名登録することは可能でしょうか。 | 原則として変更はできませんが、市が認めた場合に限り、監理技術者の変更が可能です。複数名登録することについては問題ありません。 |
| 99 | 7 | 2 | (3) | 3) | 2 | 参加者の資格 要件 | 「建設業務を行う者が複数の企業の場合は、全員で…」の「全員」とは協力業者を 含めた「全員」ではなく、構成員のみの解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 100 | 7 | 2 | (3) | 3) | 3 | 参加者の資格 要件 | 施設の維持管理・運営業務実績とは施設のメンテナンス・運転管理業務を指すと 解釈してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 101 | 7 | 2 | (3) | 3) | 3 | 参加者の資格 要件 | 資本関係にある100%子会社の実績を親会社の実績に置き換えることは可能でしょうか。 | 100%子会社であっても別会社となりますので、子会社の実績を親会社の実績に置き換えることはできません。 |
| 102 | 7 | 2 | (3) | 3) | | 参加者の資格 要件 | ③維持管理・運営業務を行う者 生ごみ、有機性廃棄物、畜産糞尿、有機性汚泥(下水汚泥等)からバイオガスを 回収する施設の維持管理・運営業務実績(2年以上)と記載がありますが、共同 企業体で運営している場合はその出資者であればこの要件を満たすのでしょう かご教示願います。 | 共同企業体である場合でも実績として認めます。ただし、業務内容について市が 調査する場合があります。 |
| 103 | 7 | 2 | (3) | 2) | | 参加者の制限 | ⑧選定委員会の委員等の場合の関連は、⑦のコンサルタントの定義と同一でよろしいのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 104 | 7 | 2 | (3) | 2) | 7 | 参加者の制限 | | 「提携」とは、会社として恒常的に協同して業務実施を行っている関係をいいます。 |
| 105 | 7 | 2 | (3) | 2) | 9 | 参加者の制限 | 経営状況が健全でない者とは、具体的に何を基準に判断するのか。 | 入札説明書にて記載いたします。 |
| 106 | 7 | 2 | (3) | 3) | 1 | 参加者の資格 要件 | 設計業務を行うものは、ア)、イ)のいづれも要件を満たさなければいけないのでしょうか。 | 設計業務を行う者のうち、1社はいづれも満たすことが必要です。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|------|--------------|---|---|
| 107 | 7 | 2 | (3) | 3) | ② h) | 参加者の資格 要件 | 平成10年度以前から安定して稼動している施設もありますが実績の対象外となってしまうのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 108 | 7 | 2 | (3) | 3) | ② h) | 参加者の資格 要件 | 建設実績の証明はどのような形になる予定でしょうか。 | 契約書等の写しを提出ください。 |
| 109 | 7 | 2 | (3) | 3) | 3 | 参加者の資格 要件 | 維持管理・運営業務実績(2年以上)とありますが、維持管理(2年以上)の実績ではいけないのでしょうか。運営業務も同じく(2年以上)の実績が必要なのでしょうか。 | ガス利用の手前までの維持管理・運営業務に2年以上関わっていれば実績として 認めます。 |
| 110 | 7 | 2 | (3) | 3) | | 参加者の資格 要件 | 参加者の資格要件の有無に関する審査はスケジュール上、どの時点で行われるのでしょうか。 | 入札説明書の公表時期は平成22年1月になると予定しています。また、参加資格確認は、平成22年2月ころを予定しています。 |
| 111 | 7 | 2 | (3) | 3) | | 参加者の資格 要件 | 市の平成21・22年度入札参加申請を追加で受け付けていただけるのでしょうか。 | 随時受け付けています。 |
| 112 | 7 | 2 | (3) | 3) | | 参加者の資格 要件 | 維持管理を行う者の資格要件として「業務を受託した者で」とありますが、バイオガス施設を自ら所有し、運営を実施している者も資格要件があるとの解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 113 | 7 | 2 | (3) | 3) | | 参加者の資格 要件 | 前記資格要件を子会社として所有する場合、支配権を持つ親会社も要件を満たすと解しますが、よろしいのでしょうか。 | 100%子会社であっても別会社となりますので、子会社の実績を親会社の実績に置き換えることはできません。 |
| 114 | 8 | 2 | (4) | 1) | 1 2 | 資格審査関係 書類 | 参加表明書、構成員メンバー表を提出する時期はいつでしょうか。 | 入札説明書の公表時期は平成22年1月になると予定しています。また、参加資格確認は、平成22年2月ころを予定しています。 |
| 115 | 8 | 2 | (4) | 1) | 2 | 資格審査関係 書類 | 構成員メンバー表には協力企業についても記載するのでしょうか。 | 記載を原則とします。詳細は入札説明書に記載します。 |
| 116 | 8 | 2 | (4) | 1) | 2 | | 構成員メンバー表には協力企業を記載する必要はありませんか。 | 記載を原則とします。詳細は入札説明書に記載します。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|----------------------------|--|---|
| 117 | 8 | 2 | (4) | 1) | | 資格審査関係 書類 | P6参加者の制限では協力企業も構成員と同等となっているので、可否判断のため協力企業全員分の提出も必要ではないでしょうか。 | 記載を原則とします。詳細は入札説明書に記載します。 |
| 118 | 8 | 2 | (4) | 1) | 2 | 参加に係る提出書類 | 構成員メンバー表とありますが、協力企業についてはどうのようにすればよいのでしょうか。 | 記載を原則とします。詳細は入札説明書に記載します。 |
| 119 | 9 | 2 | (5) | 5) | | 著作権使用 | 6)特許等の責任は提案者が負うこととなっていますが、5)では市が公表等で無償で使用した場合までの責任を提案者が負うことは不適当です。この場合は市が責任を負うこととしていただきたいと考えます。 | ご意見として承ります。 |
| 120 | 9 | 3 | (2) | 1) | 1) | 設計段階 | 設計中及び設計の完了時に、設計内容を確認するとの事ですが、基本設計の段階と考えますが、如何でしょうか | 実施設計とします。要求水準書(素案)「設計・建設業務編」I -20頁に示すとおりです。 |
| 121 | 9 | 3 | (1) | | | リスク分担表 | 【共通/契約締結リスク】 「議会を含む市の事由により契約が結べない等」のリスク負担を一部事業者に課していますが、事業者負担が問われる具体的なリスクを教えてください。 | 基本協定書(案)に記載します。 |
| 122 | 9 | 3 | (1) | | | リスク分担表 | 【共通/不可抗カリスク】 不可抗カリスクを一部事業者に課していますが、事業者負担が問われる具体的な リスクを教えてください。 | 損害の生じた一定部分を事業者に負担を求めるものです。 |
| 123 | 9 | 3 | (1) | | | リスク分担表 | 【運営段階/受入廃棄物の品質リスク、量の変動リスク】 本事業では受入廃棄物の質と量が保たれることが維持管理・運営業務上、重要な点と考えられます。また、事業者の業務は市が収集した「廃棄物の受け入れ管理」と本実施方針に記載されております。従って、受入廃棄物の品質・量に関するリスク負担は市が負うべきではないでしょうか。 また、本リスクを事業者が負担するケースとして具体的にどのようことを想定しているのでしょうか。 | 事業者が、受入混入物等の性状が大幅に異なっていることを証明した場合は、 |
| 124 | 10 | 4 | (2) | | | 施設構成の概 要 | 「かスの利用は、かス販売若しくはかス発電とし、各社選択できるものとする」とありますが、かス販売とかス発電では設計・建設に関してコスト面で有利な場合と不利な場合が考えられます。事業者選定にあたって、かス販売の提案とかス発電の提案では選定基準に差をつけるのでしょうか。また、本件の予定価格を公表する予定はあるのでしょうか。 | 総合評価の中で評価するものとしていますが、具体的評価内容については落札 者決定基準に記載いたします。予定価格は入札説明書に記載する予定です。 |
| 125 | 11 | 6 | (1) | 1) | | モニタリング 結果 に基づく是正措 置等 | 「PFI事業者により提供されるサービスが要求水準を満たさないと判断した場合には、…委託料の減額等を行うことができる」旨記載されています。例えば維持管理・運営業務において要求水準を満たさないと判断され委託料の減額がなされた場合、維持管理・運営業務の対価としてのサービス購入料のみが減額の対象となり、設計・建設業務の対価としてのサービス購入料に影響を及ぼさないとの理解でよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|------------------------------|--|---|
| 126 | 11 | 6 | (1) | 3) | | PFI事業者の倒 産等による事 業契約の解除 | 「その他民間事業者」は、「PFI事業者の株主」を指すのでしょうか。PFI事業者の株主の責任は、プロジェクトファイナンス手法を用いるPFI事業の性質から考えて、SPCへの出資責任に限定することが適当と思料致します。株主が、過大な責任を負う事がないよう「その他民間事業者」を削除又は修正していただけないでしょうか。 | 「その他民間事業者」とは、株主以外の関連する企業を指します。その他民間事業者による本事業への影響が大きい場合には契約解除もありうるという趣旨です。 |
| 127 | 11 | 6 | (1) | 3) | | 損害賠償 | PFI事業者の損害賠償の範囲が限定されていないため、解除時までにPFI事業者が市から受領したサービス購入料」の総額を限度として、市が被った損害を賠償する」としていただけないでしょうか。 | 契約書(案)に記載します。 |
| 128 | 11 | 6 | (1) | 3) | | PFI事業者の倒 産等による事 業契約の解除 | PFI事業者との事業契約が解除された場合、本施設の設計・建設業務としての対価の支払いはどうなるのでしょうか。 | 入札説明書等に記載します。 |
| 129 | 12 | 6 | (4) | | | 施設整備費 | 市は、民間資金調達を求め事業の継続性の担保を取るとしていますが、実施方針での説明会では補助裏部分を起債で賄うとの説明もありました。提案者からしますと①補助金+起債、②補助金+民間資金調達のいずれかで施設整備費用を賄うこととしていただきたい。①②を組み合わせた場合、民間資金調達規模が小額となる割に調達手続きコストが割高となるなど合理性が見当たりません。起債で全額賄うとした公募とした場合でも施設建設実績及び維持管理実績を評価することで事業の継続性を技術面から担保できると判断しますが如何でしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 130 | 12 | 7 | (2) | | | 財政上及び金融上の支援 | 「財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合」とは、循環型社会形成推進交付金のほかに市の起債等による補助を考えているという理解でよろしいでしょうか。この場合、 ①起債等による補助の場合(8/6の実施方針に関する説明会でのQ&Aを踏まえると)、設計・建設費のうち50%を循環型社会形成推進交付金により、設計・建設費から循環型社会形成推進交付金を差し引いた金額の90%を市の起債等により賄うということでしょうか。 ②その場合、資金調達として、最大で設計・建設費の95%は交付金・補助金等を想定し、残り5%を事業者自らが資金調達を行うということでしょうか。 ③また、市の起債等は、ガスの利用をガス販売とガス発電とした場合で金額(割合)に差が出るのでしょうか。 ④上記のように起債等を前提とした場合、資金調達は少額となることが想定されます。ファイナンスに係るコスト等から、事業者自らが調達する分については金融機関以外(出資企業からの融資等)からの資金調達も可能なのでしょうか。 | ②初期投資の一部のみを民間事業者の調達と考えています。 ③補助対象及び対象外の比率で若干の差はあると考えます。 |
| 131 | 12 | 8 | (1) | | | 議会の議決 | 債務負担行為の設定等に関する議案を議会提出する予定時期を御教示願います。 す。 | 本年12月議会を予定しています。 |
| 132 | 12 | 8 | (1) | | | 議会の議決 | 債務負担行為の設定等に関する議案を議会に提出しとありますが、債務負担行 為の設定額或いは予定価格はいつ公表されますでしょうか。 | 債務負担行為の議決は本年12月議会を予定しています。予定価格は入札説明書に記載する予定です。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|--------------------|-----|-----------------|---------|--|--|
| 133 | | 別紙1 | | | | 事業スキーム図 | SPCが協力企業と直接請負工事ないし委託業務契約することに制限はないと考えてよろしいでしょうか。(事業スキーム図に縛られるものではないと解釈してよろしいですか。) | |
| 134 | | 別紙1 | | | | 事業スキーム | 長岡市とガス会社間のガス売買契約の場合と有りますが、売電も同様との理解 と考えますがお示しください。 | 寿ごみ焼却施設を含む環境衛生センター全体での消費を主と考えています。それでも逆潮流が発生する発電量の場合は、ご理解の通りです。 |
| 135 | | 別紙1 | | | | 事業スキーム | SPCと融資銀行団との融資契約が記載されていますが、実施方針に関する説明会で述べられた起債処置が行われるのであれば、長岡市と融資銀行団(起債引受先)とが関係当事者になると考えますが如何でしょうか。 | 本事業において、起債引き受け先と直接的な関係当事者とはなりません。 |
| 136 | | 別紙2 | 想定処理フローシート | | | | 下水放流についてですが、下水道料金は事業者負担とありますが、下水道料金の単価を教えていただけないでしょうか。 | 入札公告時にお示しします。 |
| 137 | | 別紙2 | 想定処理フローシート | | | | の際の運搬費用、処理費用の単価を教えていただきたい。 | 有価で有効利用する場合の契約は、事業者の所掌とします。処理費を必要とする有効利用の場合は市が契約します。運搬は、費用も含め事業者の委託業務として行ってください。 |
| 138 | | 別紙2 | 想定処理 フロー シート | | | | ガス販売の単価を教えてください。 | 入札公告時にお示しします。 |
| 139 | | 別紙3 | 想定処理 フロー シート | | | | ガス発電を行い、場内施設で利用する場合ですが、どの程度の電力を必要とするのでしょうか。 | 場内施設における消費量は、平成20年度実績で年間約500万kWh程度です。 |
| 140 | | 1~8 | | | | | 契約約款等に詳細が記載されるであろう事項が実施方針中に記載されていますが、これらは契約約款、要求水準書等の最終版の条項案に密接不可分に関係すると思われますので、それらの書面が提示された段階で条項案と照らし合わせて別途質問させて頂きたく存じます。 | |
| 141 | | 別紙3 | | | | リスク分担表 | リスク分担表記載の解釈については、契約約款、要求水準書等の最終版の条項 案に密接不可分に関係すると思われますので、それらの書面が提示された段階 で条項案と照らし合わせて別途質問させて頂きたく存じます。 | ご意見として承ります。 |
| 142 | | 別紙3 | リスク 分担表 | 共通 | 契約締 結リス ク | | 市の事由により契約が結べないリスクは市の責任と考えられるが、事業者の△ 印は具体的にどのようなものを想定しているのですか。 | 基本協定書に記載する予定です。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|------------|------|--------------------------------|------------------------------|---|--|
| 143 | | 別紙3 | リスク 分担表 | 共通 | 法令等の変更リスク | | 上記以外の法令の変更等とありますが、法令の変更については、市のリスクではないでしょうか。もしくは、都度協議ということはできないのでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 144 | | 別紙3 | リスク 分担表 | 共通 | 税制の 変更リ スク | | 上記以外の税制の変更等とありますが、税制の変更については、市のリスクではないでしょうか。もしくは、都度協議ということはできないのでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 145 | | 別紙3 | リスク 分担表 | 共通 | 許認可遅延リスク | | 明らかに事業者のミスで遅延した場合は、事業者リスクですが、法令等の変更に よる許認可の遅延ということも考えられます。従って都度協議ということにならな いのでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 146 | | 別紙3 | リスク 分担表 | 共通 | 不可抗 カリス ク | | 不可抗力は民間事業者にはコントロールできない。事業者に△印は具体的にどうのようなものを想定しているのでしょうか。 | 損害の生じた一定部分を事業者に負担を求めるものです。 |
| 147 | | 別紙3 | リスク 分担表 | | 受入れ 廃棄物 の品質 リスク | | 受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等は市のリスクとありますが、事業者の△印は具体的にどのような想定をすればよいのでしょうか。 | 事業者が、受入混入物等の性状が大幅に異なっていることを証明した場合は、本市の負担と想定しています。 |
| 148 | | 別紙3 | リスク 分担表 | 運営段階 | 受入れ 廃棄物 の量の 変動リ スク | | 受入れ廃棄物の量の変動による費用上昇等、は市のリスクとありますが、事業者のム印は具体的にどのような想定をすればよいのでしょうか。 | 受入廃棄物の量の変動については、変動費で対応可能と考えています。詳細は 入札説明書で提示します。 |
| 149 | | 別紙3 | リスク 分担表 | 運営段階 | 本か廃物水変スの乗排のリク | | | 受入廃棄物の量の変動については、変動費で対応可能と考えています。詳細は入札説明書で提示します。 事業者が、受入混入物等の性状が大幅に異なっていることを証明した場合は、本市の負担と想定しています。 なお、廃液についての処分費はSPCが負担することとします。発酵残渣等の有効利用されないものは市の負担とします。ただし、提案量を上回る発酵残渣等の排出量については、一定のペナルティを想定しています。 その他詳細については、入札公告時にお示しします。 |
| 150 | | 別紙3 | | | | 受入廃棄物の 品質リスク及び 量の変動リスク | | 受入廃棄物の量の変動については、変動費で対応可能と考えています。詳細は 入札説明書で提示します。 事業者が、受入混入物等の性状が大幅に異なっていることを証明した場合は、 本市の負担と想定しています。 |
| 151 | | 別紙3 | | | | リスク分担(資 源化物の変動 リスク) | 資源化物の変動リスクは、受入廃棄物の性状と量に依存するため、事業者のみのリスク負担とするのは不可能と考えます。 | 受入廃棄物の量の変動については、変動費で対応可能と考えています。詳細は 入札説明書で提示します。 事業者が、受入混入物等の性状が大幅に異なっていることを証明した場合は、 本市の負担と想定しています。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|------|-----------|---|---|
| 152 | | 別紙3 | | | 設計段階 | 設計変更 | 市の指示には、処理対象物の性状変更若しくは施設規模に影響する処理対象物の受入混入物等(処理不適物の一定量を超える状況)は市側の負担と考えますが如何でしょうかお示しください。 | |
| 153 | | 別紙3 | | | 共通 | 契約締結リスク | 議会を含む市の事由で事業者に△が標記されていますが、事業者が負担すべき 事由とは具体的にどのような内容を想定しているかお示しください | 議会リスクについては、具体的事象の想定が困難です。基本協定書に記載します。 |
| 154 | | 別紙3 | | | 共通 | 契約締結リスク | 議会を含む市の事由により契約が結べない等の場合、事業者が従分担することとなっていますが、具体的にはどのような分担を想定されているのでしょうか。 | 議会リスクについては、具体的事象の想定が困難です。基本協定書に記載します。 |
| 155 | | 別紙3 | | | 共通 | 近隣対応リスク | 「近隣対応リスク」において、『本施設の設置そのものに対する住民反対運動等』 が『市』でそれ以外が『事業者』」となっていますが、これは「『本事業の範囲にお ける近隣への対応』が『事業者』でそれ以外が『市』」ではないでしょうか? | 詳細は契約書(案)に記載します。 |
| 156 | | 別紙3 | | | 共通 | 近隣対応リスク | 「本施設の設置そのものに対する住民反対運動等」以外には、どのようなことが 想定されるのでしょうか。事業者のリスク分担は、事業者に帰責事由があるもの と考えてよろしいでしょうか。 | 前段は、現時点では想定していません。後段はご理解のとおりです。 |
| 157 | | 別紙3 | | | 共通 | 第三者賠償リスク | 工事の施工に伴い通常避けることが出来ない騒音、振動、地盤沈下、地下水の 断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした場合の損害は通常市の負担と考え ますが如何でしょうかお示しください。 | |
| 158 | | 別紙3 | | | 共通 | 第三者賠償リスク | 市の誤った指示、条件提示に従った調査、建設、運営により第三者に損害を及ぶことも想定されますので、「市の指示、提示条件の不備によるもの」という欄を設け、負担者欄に「市〇」としていただけないでしょうか。 | 直接市の事由に起因するものは市のリスクになりますが、業務を実施する上での 第三者賠償責任は事業者にあります。詳細は契約書(案)に記載します。 |
| 159 | | 別紙3 | | | 共通 | 法令等の変更リスク | 「本事業に直接関係する法令等の変更等」の範囲が不明ですので、法令等を列 記願います。 | 現時点で想定できない法令変更のために記載しているものですので、具体法令 を列挙することはできません。 |
| 160 | | 別紙3 | | | 共通 | 税制度変更リスク | 「本事業に直接関係する税制度の変更等」の範囲が不明ですので、それらの税 制度を列記願います。 | 現時点で想定できない法令変更のために記載しているものですので、具体法令 を列挙することはできません。 |
| 161 | | 別紙3 | | | 共通 | | 施設の供用開始前のインフレ、デフレ(施設整備費用に関するもの)リスクは、PFI 事業者が負うことになっていますが、民間事業者にコントロールできないリスクで あり、事業の安定性を鑑み急激かつ大幅な物価変動は市の負担、又は官民協議 によるものとしていただけないでしょうか。 | |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|------|-------------|---|--|
| 162 | | 別紙3 | | | 共通 | 物価変動リスク | 「物価変動リスク」において、「施設の供用開始後のインフレ、デフレ(維持管理、運営に相当する部分)は『市』」としていますが、いつの水準において±何%の範囲となるのでしょうか?また項目の種類により変動幅はことなるのでしょうか? | 入札説明書等に記載いたします。 |
| 163 | | 別紙3 | | | | リスク分担表 | 不可抗カリスク 不可抗カリスクは本来、民間事業者でのコントロールできないリスクであることから、全て市側でご負担下さいますようご検討願います。 | 一定部分のみ事業者に負担をお願いいたします。 |
| 164 | | 別紙3 | | | 共通 | 不可抗カリスク | 天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等の場合、事業者が従分担することとなっていますが、具体的にはどのような分担を想定されているのでしょうか。 | 一定部分のみ事業者に負担をお願いいたします。 |
| 165 | | 別紙3 | | | 建設段階 | 工事遅延リスク | 市の指示、条件提示の不備、変更に従った結果、工事遅延、未完工による施設の供用開始が遅延する可能性も想定されるため、「市の指示、提示条件の不備によるもの」という欄を設け、負担者欄に「市〇」としていただけないでしょうか。 | 直接市の事由に起因するものは市のリスクになりますが、業務を実施する上での 第三者賠償責任は事業者にあります。詳細は契約書(案)に記載します。 |
| 166 | | 別紙3 | | | 建設段階 | | 工事目的物、材料、他関連工事に関して生じた損害が、PFI事業者負担となっていますが、例えば、市が選定した材料などにより生じる損害も想定されるため、「市の選定した材料等によるもの」という欄を設け、負担者欄に「市〇」としていただけないでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 167 | | 別紙3 | | | | 受入廃棄物の品質リスク | 受入廃棄物の質に起因する費用上昇には、処理対象物において搬入した廃棄物に混入していた処理不適物に起因した事故・故障も含まれると考えますが如何でしょうか | |
| 168 | | 別紙3 | | | | 受入廃棄物の品質リスク | 運営段階における、受入廃棄物の品質リスクについては 市負担と考えますがいかがでしょうか。 | 事業者が、受入混入物等の性状が大幅に異なっていることを証明した場合はご 理解の通りです。 |
| 169 | | 別紙3 | | | | 受入廃棄物の品質リスク | 受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等によるリスクに対する事業者の 従分担とは、質の変動が当初計画の範囲内における場合にのみ発生すると理解 してよろしいでしょうか。 | |
| 170 | | 別紙3 | | | | リスク分担表 | 生量は受入れるごみ量・質により変動することから、一定の指標を用いた上での | |
| 171 | | 別紙3 | | | | 廃棄物の品質 | 「運営段階」の「受入廃棄物の品質のリスク」と「受入廃棄物の量の変動リスク」の 分担で事業者側が「従分担」となっています。この場合、事業者側の負うリスクと はどのような項目を想定されているのでしょうか。 | 受入廃棄物の量の変動については、変動費で対応可能と考えています。詳細は 入札説明書で提示します。 事業者が、受入混入物等の性状が大幅に異なっていることを証明した場合は、 本市の負担と想定しています。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|--------|----------|------------------|----------------|--|---|
| 172 | | 別紙3 | リスク分担表 | 運営 段階 | 本施設からの廃棄物、排水等の変動 | | ガス以外の資源化物の量の変動による費用上昇、量の変動等とありますが、受入れ廃棄物の質、量に関係すると思いますが、事業者リスクなのでしょうか。 | 受入廃棄物の量の変動については、変動費で対応可能と考えています。詳細は 入札説明書で提示します。 事業者が、受入混入物等の性状が大幅に異なっているこを証明した場合は、本 市の負担と想定しています。 |
| 173 | | 別紙3 | | | | 受入廃棄物の量の変動リスク | 受入廃棄物の量の変動による費用上昇で事業者負担が△となっていますが、具体的にどのような内容を想定していますでしょうかお示しください。 | 受入廃棄物の量の変動については、変動費で対応可能と考えています。詳細は入札説明書で提示します。 |
| 174 | | 別紙3 | | | | 受入廃棄物の量の変動リスク | 運営段階における、受入廃棄物の量の変動リスクについては 市負担と考えますがいかがでしょうか。 | 受入廃棄物の量の変動については、変動費で対応可能と考えています。詳細は入札説明書で提示します。 |
| 175 | | 別紙3 | | | | 受入廃棄物の量の変動リスク | 受入廃棄物の量の変動による費用上昇等によるリスクに対する事業者の従分担 とは、量の変動が当初計画の範囲内における場合にのみ発生すると理解してよ ろしいでしょうか。 | 受入廃棄物の量の変動については、変動費で対応可能と考えています。詳細は 入札説明書で提示します。なお、当初年間処理予定量を超える場合は、協議を いたします。 |
| 176 | | 別紙3 | | | | 販売ガスの需 要リスク | ガス以外の売電についての負担者は同様と考えますが如何でしょうか | 発電の場合でも、原始的に所有権は市にありますので、需要リスクはガスと同様 に市の負担とします。 |
| 177 | | 別紙3 | | | | 別紙3 販売ガスの需要リスク | 給と需要に関するリスクについて、項目として追加してもらえないでしょうか。また、追加された場合は、販売ガスと同様に市側の公担となるという理解でよるし、 | 詳細は契約書(案)に記載する予定です。発電の場合でも、原始的に所有権は市にありますので、需要リスクはガスと同様に市の負担とします。 |
| 178 | | 別紙3 | | | | 施設の性能確保リスク | 事業終了時における施設性能確保について、性能を確保することで有り姿を想定していますが、如何でしょうか | 要求水準書(素案)「運営・維持管理業務編」Ⅱ-9頁に示すとおりです。 |
| 179 | | 別紙3 | | | | 施設の性能確 保リスク | 「施設の性能確保リスク」において、「『事業終了時における施設の性能確保に関するもの』は『事業者』」としておりますが、事業終了時の「性能」や「施設管理状態」などはどうなっているのでしょうか? | 要求水準書(素案)「運営・維持管理業務編」Ⅱ-9頁に示すとおりです。 |
| 180 | | 別紙3 | | | | リスク分担表 | 本事業に直接関与する法令等とは、P3 9)本事業の実施に必要と想定される根拠法令等で定義されているものでよろしいのでしょうか。 | ご理解のとおりですが、必要となる関連する法令を遵守してください。 |
| 181 | | 別紙3 | | | | リスク分担表 | 本事業に直接関与する税制等は具体的に何を定義するのでしょうか。 | 現時点で想定できない法令変更のために記載しているものですので、具体法令 を列挙することはできません。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|--------------|---|---------------------------------------|
| 182 | | 別紙3 | | | | リスク分担表 | 物価変動リスク(施設整備費用に相当するもの) 昨今の市況で見られましたように、短期間での建設資材の急激な価格上昇も予 想されるため、運営期間と同様に、ある一定以上の物価変動については官によ るリスク負担をお願いします。 | 入札説明書等に記載いたします。 |
| 183 | | 別紙3 | | | | 別紙3 物価変動リスク | 施設整備費用に相当する物価変動リスクは事業者負担とされていますが、公共工事標準約款第25条と同様、一定割合を超える変動リスク(いわゆる全体スライド、単品スライド、ハイパーインフレ・デフレ)については、市負担としていただけませんでしょうか。(事業者負担とされた場合、過度な予備費を計上してヘッジするしかなくなるため、かえってVfMを低下させることになります。) | |
| 184 | | 別紙3 | | | | 別紙3 工事費増大リスク | 土壌汚染や地中障害物などの土地の瑕疵については、「市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大」と同様、市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札説明書等における記載では判断が付かない事象については市の負担とします。 |
| 185 | | 別紙4 | | | | 平面図 | 緑地は考慮しなくてよろしいのでしょうか。 | 事業者の提案に委ねます。 |
| 186 | | | | | | 実施方針説明 | 協力会社は、複数グループに参加してもよいということですが、SPCを構成する上で支障が起きるのではないでしょうか。地元企業が構成員として参加して頂けないということにはならないでしょうか。 | |